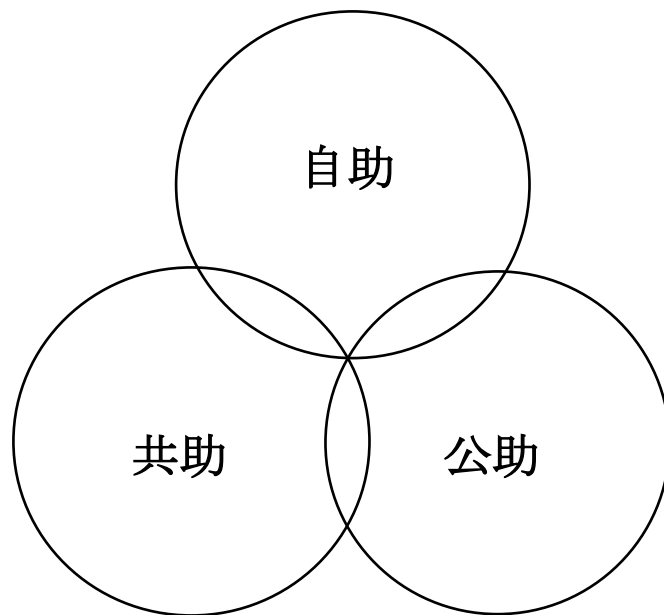




# 桜地区防災計画



2022年1月

刈谷市桜区自主防災会

<https://sakuraku.org/bosai/>



## 1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのような時、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

大地震や風水害の際、被災者の救出にあたって活躍したのは地域の住民等であり、災害時においては、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、共に支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織【桜区自主防災会】を構築し、この行動の規範としての「桜地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区の防災力を高めていきます。

### <自主防災組織の役割>

平常時（災害に備える）	災害時（人命を守り被害の拡大を防ぐ）
防災知識の普及、啓発	安否確認（黄色タオル作戦）
地区の安全点検	初期消火
防災用品の整備	救出、救護
防災訓練	避難誘導
複合災害への備え	情報の収集、伝達
要配慮者の見守り	避難所開設運営協力
他地区、関係団体との連携	防犯パトロール
	要配慮者支援
	住民のお困りごとの対応

### <活動目標>

- ・ 災害が発生した時に、自分がけがをしない、助ける側に回る。
- ・ 災害が発生した時に、地区から死者（含む災害関連死）を出さない。

### <活動計画>

- ・ 年度ごとに、地区の防災活動計画を策定し実施します。

## 2 計画対象地区

「桜地区防災計画」は下表の地区を対象として定めます。

班	町名	組名
第1分団	桜町1～5丁目	桜町1組、2組
第2分団	神明町1～5丁目	神明町1組、2組
第3分団	神明町6～9丁目	神明町3組、5組
第4分団	相生町1～3丁目	相生町1～6組
第5分団	南桜町	南桜町1組、2組
第6分団	若松町1, 4, 5丁目	若松町1組
第7分団	若松町2, 3, 6丁目	若松町2～4組

## 3 地区の特性

### (1) 桜地区の特性

愛知県刈谷市は、刈谷藩の城下町で、多くの自動車関連等の企業と農地や住宅が広がる人口約15万人の市です。刈谷市には23の地区があり、桜地区は市の中央部に位置する中の1つです。

- ・ 駅、商店、住宅、マンション、企業がひしめく刈谷市の中心部です。
- ・ 地区の人口は約5000人ですが、平日は昼間人口が数倍となります。
- ・ 標高は約10mで高低差は少ないが、液状化が予測される場所があります。
- ・ 巨大地震が発生した場合、地区全域で震度6強が予測されます。
- ・ 海や河川からは離れているが、浸水深0.2～0.5mの予想区域があります。
- ・ 平成12年の東海豪雨で浸水した場所があります。(地下道、用水付近)
- ・ 駅周辺は木造家屋が密集していて道路幅も狭い。

### (2) 予想される災害

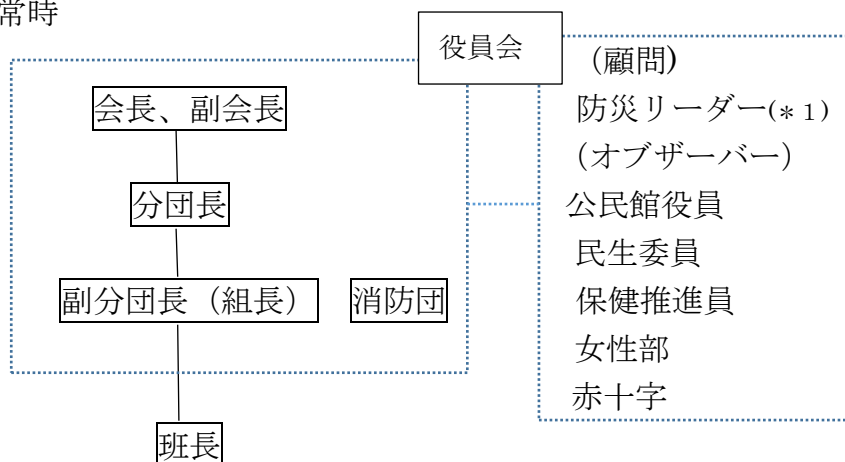
- ・ 台風や竜巻による家屋、電信柱、看板等の倒壊・破損
- ・ 集中豪雨による家屋への浸水、道路・地下道の冠水
- ・ 内水氾濫による低中高層建築物の浸水、ライフラインの停止
- ・ 地震による家屋、電信柱、看板等の倒壊・破損
- ・ 地震による火災の発生、液状化
- ・ 帰宅困難者と住民の混雑による避難行動の滞り

### (3) 防災マップ

- ・ 刈谷市地震ハザードマップ(市生活安全部危機管理課作成)
- ・ 刈谷市水害ハザードマップ(同上)
- ・ 桜区防災マップ(まち歩きにより桜区自主防災会が作成)

## 4 自主防災組織

### (1) 平常時



- \* 分団長、組長は桜区地域安全パトロール隊（以下パトロール隊表記）と兼務する
- \* 地区長(\*2)、会長、副会長、分団長、組長、消防団、顧問、オブザーバーで自主防災会役員会を構成する

### (2) 災害時

桜区災害対策本部 (桜市民館) ☎ 0566 - 23 - 1298 ✉ sakuraku@katch.ne.jp	避難所開設運営本部 (各避難所)	*3 災害対策本部員 自主防災会会長 本部員指名者 公民館役員 民生委員 パトロール隊 人材バンク登録者 ボランティア部
災害対策本部長(地区長*2) 災害対策本部員*3	各避難所本部員(指名) 分団長、組長(副分団長)、班長、避難者	

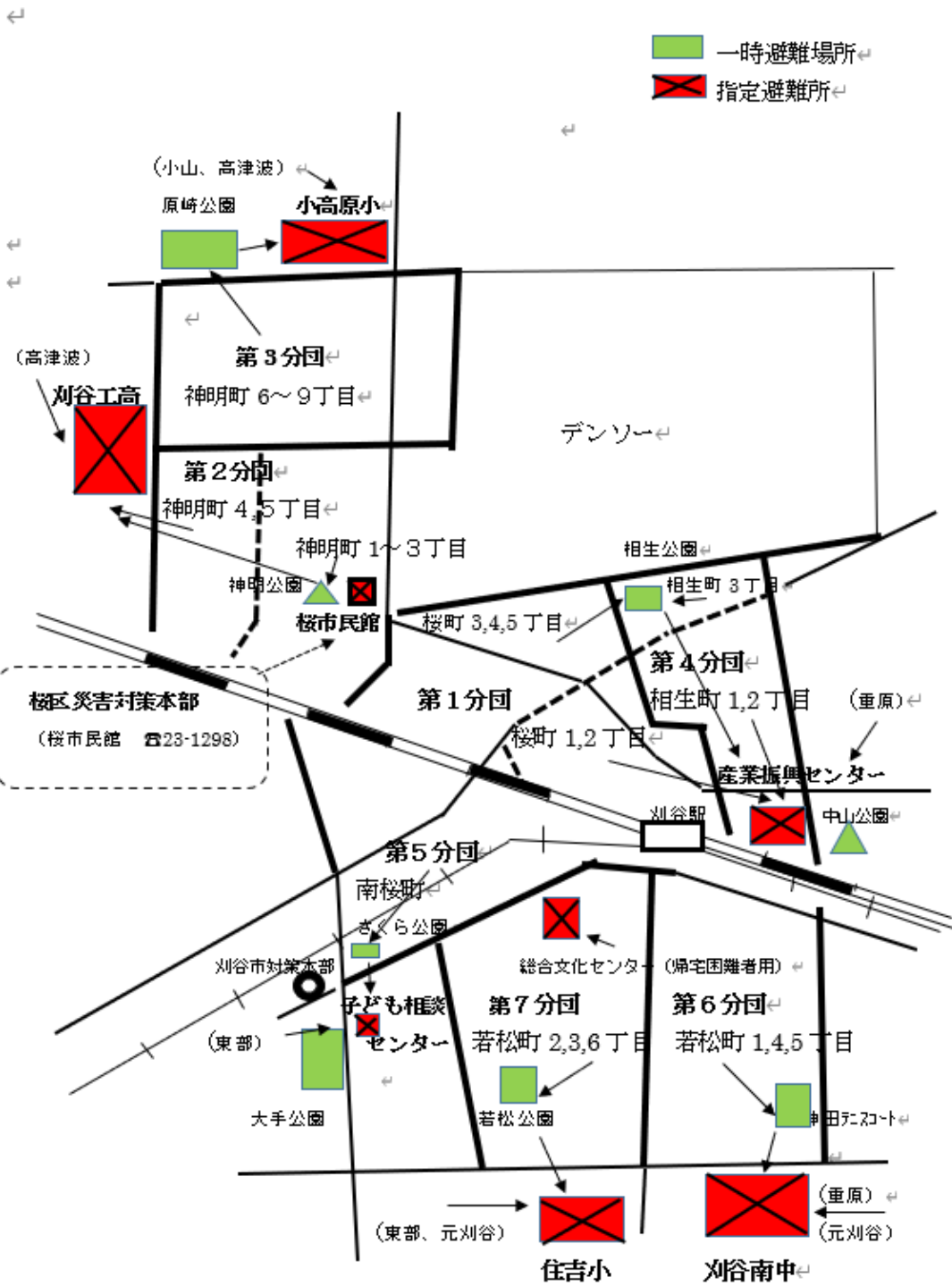
#### \*1 防災リーダー

防災リーダーは刈谷市の防災リーダー養成講座を受講し、登録されたメンバーです。平常時には、地区防災活動の企画、運営を担当し、災害時は地区の災害対策本部または避難所開設・運営本部で中心的な役割を担います。

#### \*2 地区長

地区長は、桜区自治会、自主防災会、パトロール隊、まちづくり、福祉協議会他を統括し、災害時は桜区災害対策本部長となります。

# 桜区分団／避難所マップ



### (3) 行動指針

1. 分団員は、各担当班内の被災状況について情報収集に努めると共に、必要ならば被災者の救援・救護及び消火活動を行う。
2. 分団員は、事前に登録された「災害時要配慮者」については、必ず安否確認を行い、その結果を分団長もしくは副分団長に報告する。
3. 分団員は、全壊・半壊もしくは「居住不可」と判定された世帯を指定避難所に誘導すると共に、避難所の開設・運営に参画する。

### (4) 年間防災行事

防災行事は、下記項目をベースに毎年、年度活動スケジュールを策定し実施推進します。

行事	内容	時期	参加者
桜地区定期総会	事業決算報告 役員選任	4月	自治会規約による
自主防災会全体会議	役割 年間活動計画	4月	役員、分団長、組長、 班長、顧問、オブザーバー
自主防災会役員会	活動、予算計画 訓練計画、反省 会、情報交換	年 3回	役員、分団長、組長 顧問、オブザーバー
(防災リーダー会議)	行事の企画 実施の推進	毎月	防災リーダー
福祉防災行事	花ポット プレゼント	6月	役員、民生委員、 分団長、組長、班長
自治会イベント行事	防災種目(テント、炊 き出し他)	年間 計画	全世帯
自主防災会・市民館 合同防災訓練	避難消防訓練 備蓄倉庫点検 啓発活動	10月	役員、分団長、組長 班長、顧問、オブザーバー 市民館利用団体
避難所開設訓練	安否確認訓練 (黄色タオル) 避難所開設訓練	11月	他地区との合同訓練 全世帯
自主防災会・パト隊 合同会議	今年度反省 次年度計画	3月	防災会・パト隊



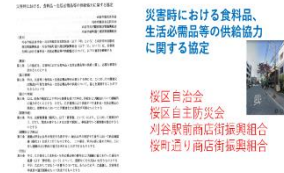
⑥ 要配慮者の見守り

民生委員、組長、班長は、避難行動要支援者に対して、平常時においても災害時の支援に備えて見守り活動を行います。

⑦ 他地区、関係団体との連携

災害に備えて、他地区、企業、関係団体と連携した活動を行います。地区間では自主防災推進会議で共通の課題に取り組みます。

商店街との協定



(2) 災害時の取り組み

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

桜区災害対策本部は震度5強以上の地震発生、避難勧告発令または本部長が必要と判断した場合、桜市民館に開設します。桜区災害対策本部は、情報の収集と伝達、関係機関との連絡調整、住民の被災支援等に当たります。

また、桜市民館は、災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児など）のために、指定避難所が超過になった場合に備え、福祉避難所として開設します。

<地震発生時>

① 災害発生当初の行動

- ・ 身の安全を確保するシェイクアウト行動をとります。  
(姿勢を低く、頭を守り、じっとする)
- ・ 避難時は電気器具等の電源を切り、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉め。
- ・ 通電火災等の二次災害発生を防止します。
- ・ 家族等の安全確認や屋内の安全確保をします。
- ・ 災害情報を取得します。

② 安否確認

- ・ 自分と家族に被害がない場合、玄関、門扉などに黄色タオル（我が家は無事です、他の方を助けてあげてください）を掲示し安否を知らせます。
- ・ 安否情報、被害情報を、班長→組長→分団長に報告します。
- ・ 分団長は桜区災害対策本部に報告します。
- ・ 桜区災害対策本部は地区住民からの救助応援等、必要な対応に対処します。また、市災害対策本部との連絡をします。





(黄色タオル作戦について)

災害時に安否確認をスムーズに行うための作戦です。タオルは目立つものであれば白色等、何色でも良いです。またタオルはハンカチやバンダナ等何でも良いです。

### ③ 初期消火

- ・ 火災発生発見時は、大声で隣近所に伝え、応援をもらうとともに、消火器等で初期消火に努め。
- ・ 火が大きくなり、消火が困難な時は初期消火を中止し、身の安全を守るため避難します。

### ④ 救出・救護活動

- ・ 救出救護が必要な場合は、隣近所、地域の人と協力し合って活動します。
- ・ 手に負えないときは、桜区災害対策本部及び消防に応援を要請します。
- ・ 救助に活用できる自主防災会の資機材等は備蓄倉庫に保管管理しておきます。

### ⑤ 避難行動

- ・ 家屋の倒壊等などで、自宅で生活できない住民は一時（いつとき）避難場所に集合します。
- ・ 応急危険度判定が完了し避難所が開設されたら、避難所に移動します。
- ・ 在宅避難する人も、避難所で避難者登録して以後の水・物資の提供を受けます。

### ⑥ 避難所開設・運営

- ・ 地域支援拠点の避難所は「各避難所開設マニュアル」及び「刈谷市避難所運営マニュアル」により、開設・運営されます。
- ・ 「避難所開設本部」は、避難所に集まった人で組織し、まず備蓄倉庫から開設キットを取り出し、その中にある開設マニュアルに従って開設作業を行います。その際自主防災会は積極的に協力します。
- ・ 応急危険度判定及び準備作業が完了したら、避難所開設本部長の指示により避難所を開設して避難者を受け入れます。
- ・ 避難所受付でトリアージを行い、必要に応じて「医療救護所(刈谷東中他)」、「福祉避難所(ひまわり、心身障害者福祉会館、桜市民館他)」、「病院(刈谷豊田総合病院、刈谷整形外科病院他)」に搬送します。
- ・ 避難所では、感染防止ガイドラインに従って、感染防止対策に万全の注意を払います。
- ・ 発災1～3日後に避難者による「避難所運営委員会」が設置され、以後は委員会による運営になります。

- ・ 避難所は避難者による自主運営が原則で、市災害対策本部が後方支援にあたります。

#### ⑦ 在宅避難者等の対応

- ・ 在宅避難者等（含む車中泊・テント泊）は一旦避難所で避難者登録をして帰宅します。
- ・ 在宅避難者への情報提供、水・食料提供は、各避難所運営委員会と連携して桜区災害対策本部が支援します。

避難とは「難」を「避」けることです。最も安全な避難を考えましょう。

#### ①在宅避難

安全な場合は自宅で避難



#### ②分散避難

知人宅など  
安全な場所へ避難



#### ③避難場所

危険なときは迷わずに  
避難場所へ



#### ⑦ 防犯パトロール

- ・ 災害時には、なお一層の防犯、防火活動が必要です。このためパトロール隊を中心に、地区内を定期的にパトロールします。

#### ⑧ 住民のお困りごと相談

- ・ 住民のお困りごとは、桜区災害対策本部も収集し、刈谷市対策本部及び刈谷市ボランティアセンターと連携して、お困りごとに対応します。

#### <風水害発生前の自主避難>

災害の危険が迫ってきた時は、テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集し、避難の準備を始めます。（避難とは難を避けることであり、自宅を含め安全な場所に居ることです）

避難所は刈谷市が開設する避難所とともに、必要に応じて桜市民館を自主避難場所として開設します。

- ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難に時間を要する人は、早めに避難を開始する。
- ・ 「避難指示」発令時は、落ち着いて、指定された避難所または安全な場所へ避難する。
- ・ 特に夜間や避難経路が水没している時などは、無理をせず、自宅の安全な場所に避難する。
- ・ 避難所には、水・食料・身の回り品を持って行くことが必要です。
- ・ 災害が発生した場合は、「避難所運営委員会」が設置され、以後は委員会による運営になります。

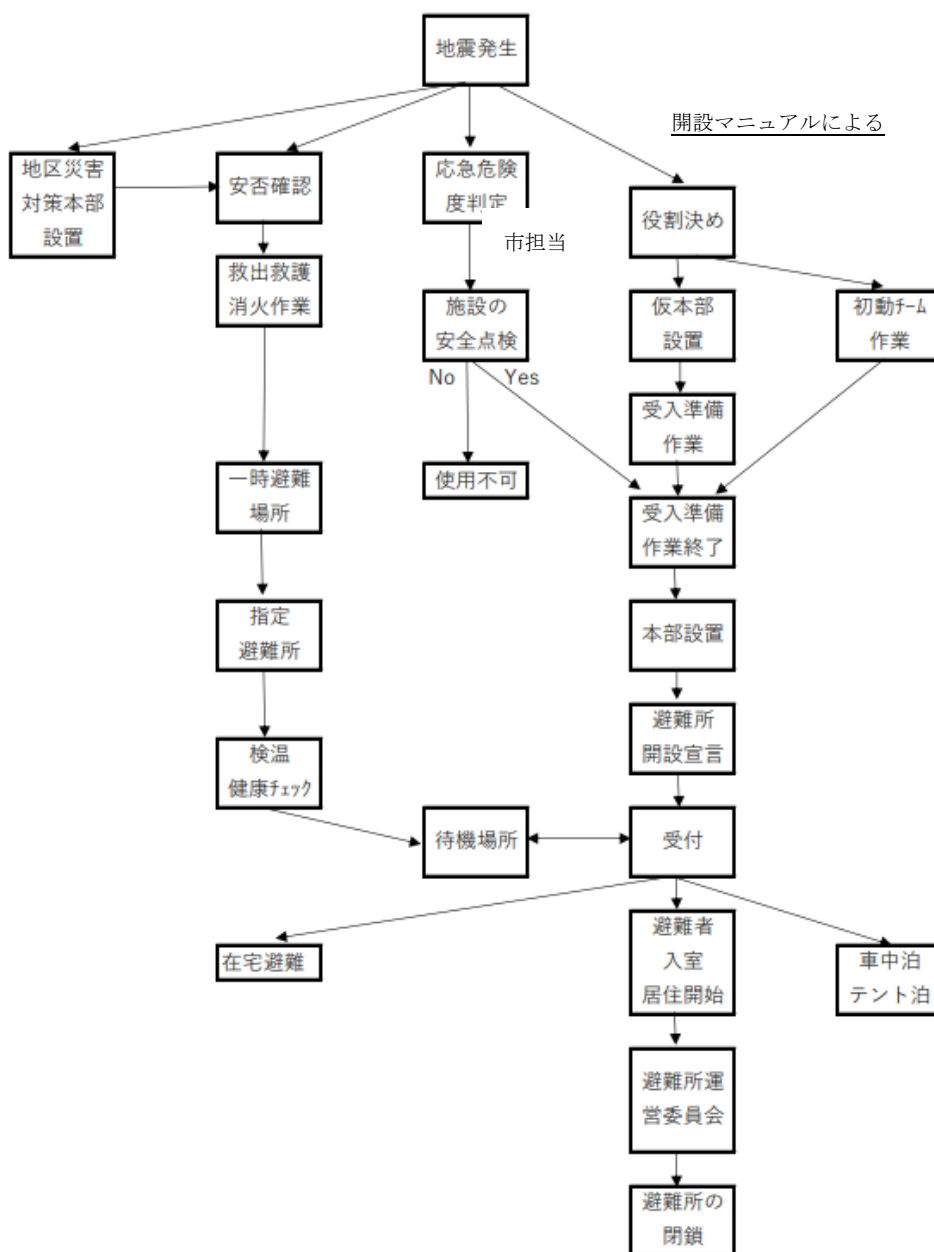
<災害時の通信手段>

- ・防災無線（桜市民館 No. 609）、LINEグループ（桜区自主防災会）
- ・公衆電話（刈谷駅、駅前通り、産振センター西、Dスクエア南、西尾信金西、原崎公園、セブンイレブン矢場店、南桜変電所、ファミリーマート住吉店、ボランティアセンター）
- ・災害伝言ダイヤル（171）

<地震発生時のフロー>

【全体フロー】

1





- ・ 地震等の大災害が発生した場合、要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援を行います。特に分類S，Aに対しては支援者の避難誘導、支援状況の確認及びサポートを行います。
- ・ 災害時に備えて、避難行動要支援者と民生委員、組長、班長との顔合わせのために、花ポットプレゼント活動を行います。



## 7 帰宅困難者対策

- ・ 公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺に帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、平常時から住民に対して注意喚起を行います。
- ・ 帰宅困難者用の指定避難所「刈谷市総合文化センター」への避難経路と、地区の指定避難所への避難経路ができるだけ交錯しないように、避難経路を計画します。
- ・ 企業に対して、従業員を一定期間事業所内に留めておくよう要請します。
- ・ 学校に対して、帰宅要領のすり合わせを行います。
- ・ 発災時は、地区の指定避難所に避難されてきた帰宅困難者を、「刈谷市総合文化センター」に誘導します。

## 8 ボランティアセンターとの連携

発災後、刈谷市ボランティアセンターが開設された場合、桜区災害対策本部は以下の活動を行います。

- ・ 刈谷市にボランティアセンターが開設されたことを住民に伝達します。（お困りごとの連絡方法、ボランティアセンターの場所、電話他）、
- ・ 災害時要配慮者のお困りごとの情報を収集します。
- ・ 必要に応じて、ボランティアセンターにボランティア依頼の連絡を行います。
- ・ 依頼者の要請に応じてボランティアの作業に立ち会います。

## 9 防災訓練の実施・検証

### (1) 自主防災会、市民館合同防災訓練

- ・ 防災訓練要領、スケジュールの企画・立案（防災リーダー会、公民館）、審議・決定（自主防災会役員会）
- ・ 防災訓練実施
- ・ 防災訓練反省会（防災リーダー会、役員会）

## (2) 避難所開設運営訓練

- ・ 刈谷市自主防災推進会議で基本的な進め方を討議
- ・ 刈谷市、施設管理者、関係地区合同の各避難所運営協議会開催
- ・ 訓練組織、レイアウト、訓練要領の策定
  - ・ 避難所開設マニュアルの作成
  - ・ 避難所開設キットの準備
  - ・ 備蓄倉庫の備蓄品の点検
  - ・ 避難所開設運営訓練実施（市配置職員、施設管理者、地区自主防災会）
  - ・ 避難所開設運営訓練反省会（各避難所運営協議会）
  - ・ 避難所開設運営訓練総括（刈谷市自主防災推進会議）

### <桜地区指定避難所の関係地区>

指定避難所は隣接地区と合同の避難所です。

- ・ 小高原小学校；桜地区、高津波地区、小山地区
- ・ 刈谷工科高校；桜地区、高津波地区
- ・ 刈谷市産業振興センター；桜地区、重原地区
- ・ 子ども相談センター；桜地区、刈谷東部地区
- ・ 刈谷南中学校；桜地区、重原地区、元刈谷地区
- ・ 住吉小小学校；桜地区、刈谷東部地区、元刈谷地区

## (3) その他の活動

- ・ DIG、HUG、情報伝達訓練、応急手当訓練、給食給水訓練、搬送訓練、避難所宿泊訓練、啓発活動等

## 10 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、市の指示に従って分別、仮置きします。仮置場候補地は小垣江グラウンド、刈谷市不燃物埋立場（泉田）、グリーンセンターグラウンド（半城土）、亀城公園運動場が予定されています。

(参考資料：刈谷市ハザードマップ)



地震



水害

## 10 関連機関・団体

No	機関・団体名	電話	無線	備考
1	愛知県防災局	052-961-2111		防災危機管理課
2	刈谷市生活安全部	0566-62-1190	101	危機管理課
3	衣浦東部広域連合消防局	0566-63-0119	590	
4	消防団第2分団	0566-27-1696	502	
5	刈谷警察署	0566-22-0110	701	
6	衣浦東部保健所	0566-21-4778		
7	刈谷市社会福祉協議会	0566-29-0888		総務課
8	刈谷市ボランティア活動センター	0566-62-8231		市民交流センター
9	桜市民館	0566-23-1298	609	
10	小山市民館	0566-23-4113	607	
11	高津波市民館	0566-23-9391	606	
12	重原市民館	0566-27-3387	608	
13	刈谷東部市民館	0566-23-9138	603	
14	元刈谷市民館	0566-23-2403	604	
15	小高原小学校	0566-21-0325	221	指定避難所
16	刈谷工科高校	0566-21-2227	253	指定避難所
17	刈谷市産業振興センター	0566-28-0555	211	指定避難所
18	子ども相談センター	0566-62-6313	200	指定避難所
19	刈谷南中学校	0566-21-0025	240	指定避難所
20	住吉小学校	0566-21-5831	224	指定避難所
21	刈谷東中学校	0566-21-0533	241	医療救護所
22	ひまわり	0566-23-0555	300	福祉避難所
23	心身障害者福祉会館	0566-24-6066	301	福祉避難所
24	刈谷豊田総合病院	0566-21-2450	411	災害拠点病院
25	刈谷整形外科病院	0566-23-1555	413	後方支援病院
22	中部電力刈谷営業所	0566-27-6702	710	
23	東邦ガス刈谷営業所	0566-21-1647		
24	キャッチネットワーク	0121-2-39391	720	
25	(株) デンソー	0566-61-4534		総務部
26	アイシン (株)	0566-24-8441		代表
27	まちづくりかりや	0566-45-6440		NPO 法人

